

# 重要

## 令和8年度 日本学生支援機構【給付奨学金】 「在籍報告（兼通学形態変更届）」の提出について

学生支援チーム奨学金担当

Tel 059-231-9061

E-mail menjyosyogaku@ab.mie-u.ac.jp

給付奨学生は、毎年4月（年1回）に在籍報告を行う必要があります。令和8年度4月の在籍報告についてご案内します。

下記の期間内にスカラネット・パーソナル（インターネット）で「在籍報告（兼通学形態変更届）」の入力をしてください。給付奨学金の支給が停止中の方や給付月額0円（多子世帯の授業料減免を受け、給付奨学金の振込はない）の方も手続きが必要です。

期限までに在籍報告を提出しないと、5月からの奨学金振込が停止されますので注意してください。

### スカラネット・パーソナルより「在籍報告」提出（入力）期間

令和8年 **4月14日（火）** ~ **4月22日（水）**（期限厳守）  
入力時間 8:00~25:00 ※土日祝も提出（入力）できます。

#### 1. スカラネット・パーソナル（略称：スカラPS）の事前登録

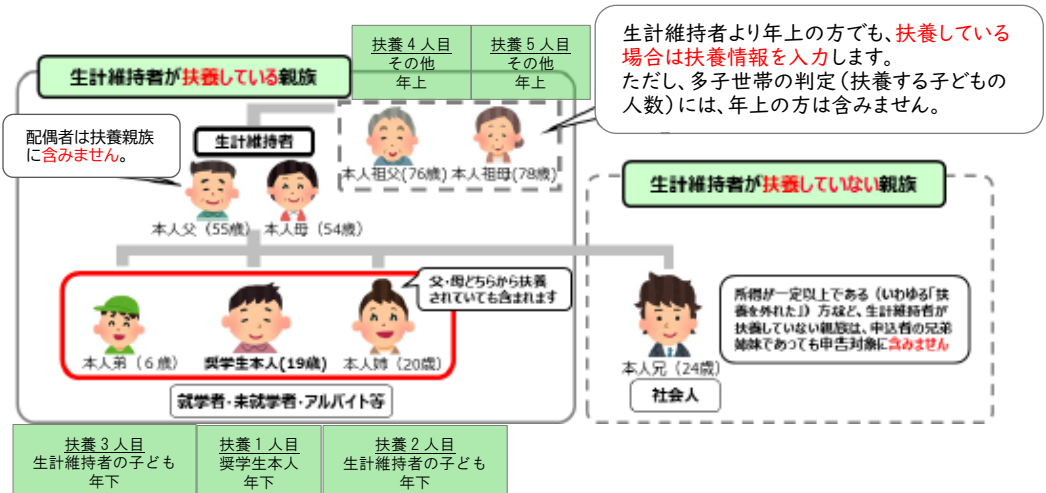
令和7年4月以降の採用者でスカラPSに未登録の方は、事前に登録が必要です。また、既に登録したID・パスワードを忘れた方は、再度ログインできるように手続きをしてください。

日本本学生支援機構ホームページ > 奨学金 > スカラネット・パーソナルへようこそ をクリック、または「在籍報告（兼通学形態変更届）入力準備用紙」6ページにあるQRコードからアクセスしてスカラPSのページを開き、ログイン・新規登録のページから新規登録を選択します。

#### 2. 在籍報告の入力における注意事項

- 入力を始める前に、必ず、『在籍報告（兼通学形態変更届）』入力準備用紙 を記入してください。記入完了後にスカラPSにログインし、「在籍報告」の入力画面を開き、入力準備用紙に下書きした内容を正確に入力してください。
- 「扶養情報」（入力準備用紙4ページ目、4/7画面）で生計維持者の扶養親族全員を入力する項目があります。生計維持者①と生計維持者②（原則父母）の2025年（令和7年）12月31日時点の扶養親族を2025年分源泉徴収票や確定申告書の写し等で確認のうえ、入力してください。

#### 【例】



今回の在籍報告において報告された扶養情報が、2026年10月の支援区分の確認(見直し)の多子世帯判定に影響します。誤入力がないか、よく確認してください。

- 最後に表示される「在籍報告（兼通学形態変更届）情報一覧」の画面で「送信」ボタンを押した後に画面表示される受付番号は、入力準備用紙の6ページ上段の受付番号欄にメモしておいてください。
- 提出期間内であれば送信済み内容の訂正が可能です。期限後は訂正できません。

### 3.（該当者のみ）証明書類を大学に提出

- 「国籍を日本以外に変更、在留資格を変更、在留期間を更新」に該当する方
- 「自宅通学から自宅外通学への変更」に該当する方

申請届と証明書類の提出が必要です。大学ホームページの在籍報告案内のページから「自宅外通学申請届（通学形態変更届）」を印刷し、入力準備用紙の6ページの説明に従い、必要書類を大学へ提出してください。

以前から自宅外月額の方は自宅外通学証明書類を再提出する必要はありません。

提出物：「自宅外通学申請届（通学形態変更届）」+ 証明書類  
または「給付奨学金「在留資格証明書類」提出書

提出先：学務部学生支援チーム1番窓口（総合研究棟Ⅱ 1階）

提出期間：4月14日（火）～4月30日（木）平日9：00～16：00

### 4.（多子世帯の生計維持者の方へ）多子世帯の判定に関する事前確認のお願い

2026年夏頃の支援区分の判定に向けて、「扶養親族情報」の事前確認をお願いします。

昨年度、「多子世帯であるのに、多子世帯と判定されなかった」というお問い合わせが数件ありました。判定決定後の修正には数か月の時間を要します。支援区分の判定前に以下の内容をご確認ください。

1. 多子世帯と判定される条件 ①と②両方を満たすことが必要です。

①本人が生計維持者に扶養されている

②以下ア)、イ)のうちいずれか小さい方の数が3以上

ア) 今回の在籍報告「扶養情報」で入力した生計維持者の扶養親族数のうち生計維持者の子どもに該当する者の数

イ) 生計維持者全員の2025年12月31日時点での市町村民税情報における扶養親族の数の合計

2. 税情報の扶養親族数 確認方法

お手元の書類で、「扶養親族の人数」が正しいかをご確認ください。

- ・2025年分 源泉徴収票 / 確定申告書の写し
- ・2026年度 住民税決定通知書（5月～6月頃に届くもの）
- ・マイナポータル 2026年度 住民税情報（6月以降）
- ・2026年度 所得課税証明書（6月以降）

#### 【注意】

○もし実際の人数と異なる場合は、住民税（所得税）の修正申告が必要です。早急に手続きを行ってください。

○学生世代（19～22歳）の本人以外の親族で年収123万円超160万円以下の者を子どもとしてカウントするためには、別途申告（課税証明書等の提出）が必要です。詳細は7月に通知予定です。

#### 【支援区分の判定とは】

毎年夏頃、日本学生支援機構がマイナンバー等で取得した住民税情報を用いて支援区分の判定が行われます。次は2026年夏頃に2026年度住民税情報『「2025年分収入」と「2025年12月31日時点での扶養親族情報」』で、2026年10月以降の支援区分判定が行われます。